

2020.2.21 ICU「法哲学」第8回

- アナウンス
 - 第9回（最終回）は、明日22日（土）、**13時から314室**で3コマ開催します。
 - ◇ ジェンダー、セクシュアリティに関わる問題で、関心をまとめておいてください。
 - 期末レポートべ切は2020年**3月9日（月）17時**です。

- 前回の復習： 「法とは何か」「法(学)は科学になれるのか」
 - ケルゼン理論の強みと弱み
 - ◇ 強み： 権限の有無に着目した議論ができる（例）最近のウィルス問題で考えると？
 - ◇ 弱み： 形式的すぎて結局は現状の擁護？
 - 🚩 価値相対主義とセット。参考、『民主主義の本質と価値』。
 - 🚩 **[問]** 価値相対主義っていまどき魅力的ですかね？ → 批判的峻別論論争

- ケルゼン以降の法概念論： 「社会」と「法」の関係は？
 - リアリズム法学（アメリカ、北欧）： 「法なんて最終的には気分でしょ」 ←??
 - ◇ ルール懐疑主義、事実懐疑主義、心理主義法学 → 後の批判法学、ポストモダン法学
 - 法実証主義（legal positivism）の課題
 - ◇ 法と道徳の分離を基本的には維持しつつ（ここはケルゼンと同様）……、
 - 🚩 社会の中での法の受け入れられ方、使われ方をどう説明するか
 - 🚩 なんだかんだ入ってくる道徳をどう説明するか

- H. L. A. ハート（1907～1992：英）、『法の概念』（ちくま学芸文庫、2014年）ほか
 - ウィトゲンシュタイン～日常言語学派的発想： 解釈の「中心と周縁」図式
 - ◇ 法という概念は社会の中で実際にどのように使われているだろうか？
 - 「一次ルールと二次ルールの結合としての法」という捉え方
 - 「究極の承認（認証）のルール」： 裁判官集団の受容という社会的事実
 - ◇ **[問]**「最終的に裁判官集団が認めるものが法である」……これでいいですか？

- ロナルド・ドゥオーキン（1931～2013：英）、『権利論』『法の帝国』『裁判の正義』ほか
 - ハートの司法裁量（judicial discretion）論を批判
 - ◇ ハート： 法の空白では、裁判官は新しく立法を行っている。
 - ◇ ドゥオーキン： **法の空白なんか無い！** 原理（principle）や政策（policy）などを含め、政治道徳の総力戦こそ法解釈である。
 - 「integrityとしての法」： 法共同体は integrity のある法解釈を目指している
 - ◇ 「正答テーゼ」： どんな難しい事件（hard case）にも**必ず唯一の正答がある**。
 - ◇ そんなものどうやってわかるの？： 理想的裁判官ハーキュリーズという設定
 - 🚩 強烈な主張だが、どういう問題を指摘できるだろうか？

- その後の論争の展開： ジョゼフ・ラズの「権威としての法」、包摂的／排除的法実証主義、etc.